

物品売買契約書

- 1 契約件名
- 2 品名、品質及び数量 別添仕様書のとおり
- 3 納入場所
- 4 納入期限 年 月 日
- 5 契約金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 6 契約保証金 免除

上記の物品売買について、発注者と受注者とは、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 千葉県木更津市潮見二丁目8番地
氏名 かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 渡辺 芳邦 印

受注者 住所
氏名 印

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は契約書記載の物品売買契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づきこれを履行しなければならない。

(納入期限の変更)

第2条 受注者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限内に納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって納入期限の延長を求めることができる。

(検査の時期等)

第3条 発注者は、物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に引渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しているか検査を行わなければならない。

2 検査の結果不良品があるときは、受注者は当該物品を直ちに引き取り、発注者の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

3 検査に合格したときは、発注者は、現品を受領するものとする。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、受注者の負担とする。

(危険負担)

第4条 発注者は、前条に規定する検査に合格した時をもって物品の引渡しを受けたものとし、引渡し前に、発注者又は受注者の責めに帰することができない事由により発生した物品の滅失又は損傷は、すべて受注者の負担とする。

(追完請求)

第5条 受注者は、物品が検査に合格しないときは、発注者の指示に従い、遅滞なくこれを修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しをして発注者に通知し、再びその検査を受けなければならない。

2 検査合格後であっても、発注者は、引渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、受注者は、発注者の指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。

3 前2項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注

者は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

(代金減額請求)

第6条 前条に規定する場合において、引渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発注者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は、発注者又は受注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(担保責任の期間の制限)

第7条 受注者が発注者に対して種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものを引渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者はその不適合を理由として第5条に規定する追完請求、第6条に規定する代金減額請求、第10条若しくは第11条に規定する契約の解除又は第13条に規定する違約金の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(支払の時期)

第8条 発注者は、第3条の検査を完了し物品を受領した後、受注者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第9条 受注者は、正当な理由がなく納入期限を過ぎて物品を納入したときは、契

約金額に対して遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の損害金を発注者に支払うものとし、この損害金は発注者が受注者に支払う契約金額の支払いの際これを徴するものとする。

- 2 発注者は、正当な理由がなく前条の支払期限を遅延したときは、支払金額に対し約定の支払期限到来の日から支払いをする日までの日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息を受注者に支払うものとする。

（催告による解除）

第10条 受注者が本契約の期間内に合格品を納めない場合、発注者は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、発注者は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（催告によらない解除）

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、受注者に対する催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- （1） 債務の全部の履行が不能であるとき。
- （2） 受注者が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- （3） 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
- （4） 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
- （5） 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
- （6） 検査に際し、方法を問わず受注者が発注者の職務執行を妨げたとき。
- （7） 受注者の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。
- （8） 受注者が発注者に重大な損害を与えたとき。
- （9） 受注者から本契約の解除の申し入れがあったとき。

- (10) その他受注者が本契約に違反したとき。
 - (11) 発注者の書面による承諾がなく、本契約により得た権利若しくは義務を第三者に譲渡したとき。
 - (12) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店の代表者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (13) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (16) 役員等が、業務に関し相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、継続的に物品の購入や労働の供給又は派遣を受けるなど、不当に利用していると認められるとき。
 - (17) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が(12)から(16)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (18) 前17号に掲げるほか、別記個人情報取扱特記事項に違反したとき。
- 2 債務の不履行が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。
- 3 発注者は第1項の規定により契約を解除したときは、業務の出来形部分が可分のものである場合は検査の上当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金額を受注者に支払わなければならない。

4 発注者は、第1項の規定により受注者との契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は掲示の日から14日を経過したときに生ずるものとする。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第12条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額（契約単価に予定数量を乗じた額）の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合に合っては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(違約金)

第13条 第10条及び第11条の規定により、この契約が解除されたときは、受注者の責めに帰すべき事由がないと認められる場合を除き、受注者は、契約金

額（契約単価に予定数量を乗じた額）の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、違約金の金額に100円未満の端数があるとき又は違約金の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に支払わないときは、指定された期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して第9条第2項に規定する率で計算した額を遅滞金として併せて発注者に納付しなければならない。

（個人情報の保護）

第14条 受注者は、契約物品の納入に関して、個人情報を取り扱う場合は、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（その他の事項）

第15条 この契約書に定めのない事項又は疑問を生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

かずさ水道広域連合企業団 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4条 受注者は、この契約による業務上知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(取扱いの禁止)

第5条 受注者は、個人情報に関し、次の各号に掲げることをしてはならない。ただし、発注者が書面により承諾した場合を除く。

- (1) 個人情報処理の第三者への委託
- (2) 契約目的以外の目的とする利用、提供
- (3) 個人情報の複写及び複製
- (4) 受注者の管理する以外のコンピュータへの入力

2 受注者は、この契約による業務を発注者が指定した場所で行い、個人情報が記録された資料等を当該場所以外に持ち出してはならない。ただし、発注者が書面により承諾した場合を除く。

(個人情報の管理)

第6条 受注者は、発注者から引き渡された個人情報について、個人情報取扱責任者を定め、その職・氏名を発注者に書面により届け出なければならない。個人情報取扱責任者が変更された場合も同様とする。

2 受注者は、再委託を行った場合は、条例第11条の規定に基づき当該再委託に係る個人情報の取扱いが適正に行われるよう、再委託先に対し必要かつ適切な監督を行うとともに当該再委託に係る個人情報の滅失、漏えいその他の個人情報の保護に関するすべての責任を負うものとする。

3 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者に該当する場合には、同法の規定を遵守するとともに、発注者にその旨を報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（調査、指示等）

第8条 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うために取り扱う個人情報の取扱いの態様について随時調査し、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事務従事者への周知及び監督）

第9条 受注者は、その事務に従事している者（以下「事務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。また、受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（取扱要領等の作成）

第10条 受注者は、施設管理運営業務を受託した場合、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る事務取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（公表）

第12条 発注者は、受注者がこの契約による業務を行う上で、個人情報の漏えい等、個人情報の保護の上で問題となる事案が発生した場合には、その取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者の名称等必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第13条 発注者は、次のいずれかに該当するときには、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- (1) この契約による事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者又は再委託先の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたとき
- (2) 前号に掲げる場合のほか、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき